平成24年第6回上里町議会定例会会議録第5号

平成24年9月20日(木曜日)

本日の会議に付した事件

日程第22 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原	育	雄	君	2 1	番	Щ	下	博	_	君
3番	植井	敏	夫	君	4 1	番	高	橋	正	行	君
5番	納谷	克	俊	君	6 ₹	番	中	島	美	晴	君
7番	荒井	ŧ.	肇	君	8 1	番	新	井		實	君
9番	小 着	事	美	君	101	番	沓	澤	幸	子	君
11番	高橋	\$	仁	君	12	番	伊	藤		裕	君
13番	根岸	₫	晃	君							

欠席議員 なし

説明のため出席した者

囲丁		長	関	根	孝	道	君	副 町 長 高 野 正 道	君
教	育	長	Щ	下	武	彦	君	総務課長戸矢隆光	君
総合	政策詞	果長	石	原	秀	_	君	健康保険課長 関口 静	君
学校	教育語	果長	木	林	隆	ン	君	学校指導室長 福島 慶 治	君

事務局職員出席者

事務局長横尾邦雄 主 査 戸矢信男

開 議

午前9時2分開議

議長(高橋正行君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第22 一般質問について

議長(高橋正行君) 一般質問を続行いたします。

5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) おはようございます。議席番号5番納谷克俊です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、職員の懲戒処分について、上里中学校改築についての 2 点であります。

以下、順に伺ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、職員の懲戒処分について伺います。

本年7月2日に議会全員協議会で報告された窃盗事件についてでありますが、昨日、同僚議 員の質問もありましたので、簡潔にお伺いをいたします。

初めに、非違行為の発生から懲戒処分に至るまでの過程についてですが、今回の事件については、当該職員からの報告はいつ頃あったのでしょうか。また、その報告は直接町長にあったのか、それとも直属の上司から副町長を経由して町長にあったのでしょうか。

また、略式命令による罰金刑の確定までに約7カ月ほど要しておりますが、この間、非違行為に至った経緯や動機の把握、本人からの事実確認などは行われたのでしょうか。経緯や動機の把握、事実確認が行われ、本人が非違行為について認めていたのでしょうか。

上里町職員の懲戒の手続及び効果に関する規則第2条第3項では、「任命権者は前2項に規定する交付等を行った場合には、速やかに書面の写しを公平委員会に提出しなければならない」としていますが、公平委員会には、いつどのような方法で報告をしたのでしょうか。

次に、処分内容の妥当性・公平性についてお伺いいたします。

初めに、妥当性についてですが、今回の懲戒処分に当たっては、地方公務員法、上里町職員の懲戒手続及び効果に関する条例、上里町職員の懲戒手続及び効果に関する規則及び上里町職員懲戒処分等に関する指針に基づき、町長、副町長、教育長、総務課長の4人により、周辺市町などの事例を勘案した上、顧問弁護士とも相談して処分量定を決定したとのことであります。

処分量定の決定に当たっては、非違行為の動機、職責、社会に与える影響、過去の非違行為

の有無など、総合的に考慮した上で判断されたのでしょうが、私は特に管理職であること、職員による万引きということで社会に与える影響が極めて大きいということが、特に問題であると思いますし、標準的な処分量定よりも、処分の加重を行うことが妥当であると考えております。この点については、どのような議論が行われたのでしょうか。

また、当該職員においては、過去に非違行為を行い、何らかの処分を受けたことはないので しょうか。

続いて、公平性についてですが、近年行われた懲戒処分との比較において、処分量定、公表の有無、公表の範囲に差異が見られます。公表に関する基準は設けられているのでしょうか。

また、公平性を担保するには、職員の懲戒に関する審査会を設置することと、上里町職員懲戒処分等に関する指針の公開が重要であると思われます。

そこで、お伺いをいたしますが、平成20年度に職員提案規程に基づいて提出された提案審査 委員会の審査によって銀賞を受賞した、上里町職員倫理規程及び上里町職員分限懲戒等審査委 員会規程の創設については、どのように検討をされて今日に至っているのでしょうか。

また、同じく平成20年度に策定をした上里町職員懲戒処分等に関する指針について、昨日の 同僚議員への答弁において、公表する考えがあるように感じられましたが、速やかに公表して いただきたいと思いますが、確認のため、町長に公開についてお伺いいたします。

続いて、管理監督責任と再発防止についてお伺いいたします。

今回の案件につきましては、勤務時間外であることから、管理監督責任として、直属の上司に対して指導監督不適性とは言えないと思いますが、綱紀粛正に関するさまざまな通知の中で、町長は一貫して管理監督の職責にある職員について、綱紀粛正、規律保持の実践・指導を求めています。

そこで伺いますが、上司や町長みずからの管理監督責任については、どのようにお考えなのでしょうか。

綱紀粛正、服務規律の確保については、引き続き徹底していかなければなりませんが、近年 の公務員による不祥事の原因については、心の健康が損なわれているケースも多いように見受 けられます。昨日も答弁にあったかと思いますが、メンタルヘルス研修について重点を置いて いくべきだと思いますが、確認のため、町長にそのお考えをお伺いいたします。

次に、上里中学校改築について伺います。

上里中学校校舎改築・解体工事については、去る9月9日に一般競争入札の公告が行われ、 悲願でありました工事の着工が近づいてまいりました。

そこで、工事の財源と今後の見通しについてお伺いいたします。

平成24年第2回定例会3月議会になりますが、この一般会計補正予算において、災害対策事

業として、国の第三次補正を活用して事業の前倒しをして、改築工事の予算計上をいたしました。工事監理委託料、工事請負費合わせて約3,900万円強、財源内訳としては、学校施設環境改善交付金7,580万1,000円、起債といたしましては、上里中学校改築事業債2億9,560万円、補助裏分が9,600万円という説明を受けておりますが、これから計算いたしますと、国庫補助金の割合は、概ね19.3%となっております。

今期定例会では、前年度同様に東日本大震災復興特別会計を活用して、事業の前倒しということで、継続費として25年度に計上していた年割額約9億3,000万円を、24年度に予算計上したところであり、その財源内訳は、学校施設環境改善交付金2億8,416万6,000円、起債といたしまして、上里中学校改築事業債6億4,600万円で、国庫補助金の割合は、概ね30.5%となっております。

そこで、単純な疑問が生じるわけでありますが、前者と後者の間では、概算の国庫補助の割合に大きな差異が生じております。この理由はどのようなものなのでしょうか。補助事業のメニュー及び補助率、総事業費における継ぎ足し単独の割合などは、どのようになっているのでしょうか。

補助基準額と実工事費がイコールでないということは、十分承知の上なんですけれども、非常にわかりづらいといいますか、単純な疑問を生じるこの乖離がありますので、ぜひともわかりですい御説明のほうをお願いしたいと思います。

次に、今後の見通しについてお伺いいたします。

上里中学校改築工事については、今後、2期工事として特別教室棟、3期工事として屋内運動場、さらには外構工事と続いていきます。現在までのところ、補助裏分や継ぎ足し単独分についても、緊急防災減災事業債、これは補助、直轄、単独と分かれているわけですけれども、起債充当率100%となっており、一般財源の持ち出しは今のところないわけですが、今後、2期工事においては、保有面積と必要面積から、補助基準額と実工事費との差異が大きくなる可能性があることや、起債充当率が変わる可能性もあるなど、不確定な要素があります。

また、文部科学省では、平成27年度までに学校の耐震化を終わらせるとのことであるようですが、屋内運動場の完成や既存屋内運動場の解体工事・外構工事については、28年度以降になる予定であります。そうなりますと、事業費における一般財源の比率が高くなってくるのではないかな、そのように予想されますが、上里中学校改築スケジュール全体における財源見通しは、現在までのところどのようになっているのでしょうか。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 納谷議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。 最初に、職員の懲戒処分について、 の非行行為の発生から懲戒処分に至るまでの過程につ いての御質問でございます。

非違行為を行ったのは、昨年の平成23年11月3日でございます。処分については、起訴、不起訴など、警察や警察庁の処分状況を踏まえて決定をしたいと考えておりましたので、状況を知るために電話で確認を行ってまいりましたが、処分が確定すれば本人に通知がなされると説明を受けておりました。その後、6月の下旬になり、本人から略式起訴され、東京簡易裁判所で罰金刑の略式命令がなされたとコピーの提出がございました。この通知の写しで事件の処分が確定したため、すぐさま町長、副町長、教育長、総務課長で打ち合わせを行い、6月26日に検討会を開催し、処分日や内容、公表日程等を決定し、7月1日、処分辞令を交付いたしたところでございます。翌7月2日、議会全員協議会並びに課長会議を開催後、新聞社や町ホームページに公表をしたところでございます。

なお、7月1日が日曜日だったため、7月2日に公平委員会に提出をしておるところでございます。

続きまして、処分内容の妥当性・公平性についてですが、昨日の山下議員からの一般質問で もお答えをさせていただきましたが、職員の処分については、地方公務員法第27条において、 公正でなければならないと定められており、厳正かつ公平に処分量定をすることが必要とされ ています。

地方公務員法や上里町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、同規則、上里町職員懲戒処分等に関する指針をもとに、東京簡易裁判所の略式命令文の写しで確認をし、事実行為の認定を行っております。

処分決定につきましては、町長、副町長、教育長、総務課長が構成する検討会において、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、規則並びに上里町職員の懲戒処分等に関する指針などに照らし、動機や態様、故意、または過失の度合い、非違行為を行った職員の職責、日頃の勤務態度や非違行為後の対応などを勘案しながら、埼玉県や県内県外の他市町村の最近の処分事例を参考に総合的に判断し、顧問弁護士とも相談の上、処分を決定いたしたところでございます。

今回の事案については、さまざまな角度から総合的な判断をし、厳正かつ公平に処分の決定 を行ったところでございます。

なお、お話のとおり、職員提案制度において、行政運営上の新しい提案として、上里町職員 の倫理規定及び上里町職員処分懲戒等審査委員会の創設が提案され、平成20年10月の審査会で 銀賞をとっております。職員分限懲戒審査委員会の設置については、地方自治法施行規程の第 17条の解釈についても検討してまいりましたが、この施行規程によらない職員懲戒審査委員会 を制定し、より処分の公平性を期していきたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、 の管理監督責任と再発防止対策についての御質問ですが、初めに管理監督責任についてでございますが、御承知のとおり今回の非違行為は、休日での職務外の行為でした。 当然、勤務時間外等の私的な時間においても、公務員であることを忘れずに行動しなければなりません。管理職が起こした行為は、町の責任者として、町民に対する信用をなくした責任は重く感じており、申し訳ないと思っておるところでございます。

地方公務員法第35条の職務に専念する義務は、専ら勤務時間中にのみ課せられるとされておりまして、管理監督職員についても同じであると考えております。そのため、公務外の休日に起こした非違行為については、顧問弁護士とも相談をした結果、管理監督責任は問えないと判断をいたしたところでございます。

今後の再発防止策ですが、このような不祥事を二度と起こさないようにすることが、最も重要であると考えております。そのために、職員に対する教育や研修、処分についての方針を明示、そして情報交換やコミュニケーションができる職場環境づくりなど、さまざまに取り組んでいかなければならないと考えております。

職員に対する教育や研修については、山下議員からの質問にも答えさせていただきましたが、 コンプライアンスの研修を全職員に対して実施するとともに、新採用職員の職場研修にも、公 務員として必要な心構えなどの教育を行っていきたいと考えております。

また、上里町職員懲戒処分等に関する指針を公表し、公務員としての倫理観を保持するとともに、課長会議などさまざまな機会を通して、綱紀粛正や職員の仕事に対する問題、悩み事を把握するなど、町民の信頼を損なう事案の発生を早期に防ぎ、再発防止に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

次に、上里中学校改築について、上里中学校校舎棟改築・解体工事における財源と今後の見通しについて。

上里中学校校舎棟改築・解体工事における財源と今後の見通しについての御質問でございますが、上里中学校改築事業につきましては、今回、補正予算の議決を賜り、現在、一般競争入 札の公告を実施しており、早期に発注したいと考えております。

財政状況の厳しい中、最優先課題として取り組んでいる状況でございますが、上里中学校施設の一刻も早い耐震化事業の完了を目指して進めているものでございます。

文科省では、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了することを目指すとの方 針を出しておりますことから、早期に完成をしていきたいと考えております。 上中建設事業費と各年度の補助金の割合に差があるのではないかとの御質問でございますが、 平成24年度(平成25年度からの前倒し分)についての補助金の内訳でございますが、教育を行 うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を 国庫補助し、教育条件の改善を図るため、不適格建物の改築事業として、補助率3分の1で補 助金額1億3,860万円であります。

学校建物が児童・生徒の安全を確保する必要があること、及び地域の防災拠点(避難場所)となることから、構造上危険な学校建物の改築や補強について、国庫算定割合をかさ上げして国庫補助し、学校建物の耐震性能を確保し、もって地震防災対策の促進を図るための地震改築事業、補助率2分の1で1億2,891万8,000円となっております。

次に、太陽光発電に伴う補助金でございますが、補助率2分の1で補助金額1,375万5,000円となっております。

文科省では、耐震化事業関連について、一部補助金に加算(割り増し)をしておりまして、 平成23年度分の補助金に対して0.8%相当を、金額にして60万8,000円の加算をしており、平成 24年度(25年度の前倒し分)に対しましては5.6%相当を、金額にして1,489万7,000円補助の 加算がされておるところでございます。このため、事務費分の1%分を足しまして、総額2億 8,416万6,000円となっております。本年3月時点では、補助金総額につきましては2億3,786 万2,000円を予定しておりました。内訳といたしましては、平成23年度7,580万1,000円、これ は3割分(24年度繰越分)でございます。25年度1億6,206万1,000円は7割分の補助金を予定 しておりました。

このことから、補助金総額から比較いたしまして、本年3月時点で2億3,786万2,000円、9月時点では3億5,996万7,000円となっており、1億2,210万5,000円の増額となっております。現在、平成24年度学校施設環境改善交付金の内定が来ており、平成25年度前倒し分について、さらに1,489万7,000円増額の予定であり、総額では3億7,486万4,000円となり、1億3,700万2,000円の増額となっておるところでございます。

しかし、この増額分については、すべて平成24年度(平成25年度前倒し分)の7割分の中に 算入されておりますことから、年度ごとに補助額の率に差が生じておるところでございます。

その結果、平成23年度分と比較いたしますと、平成25年度から前倒しをした平成24年度分の7割分については、大幅な増額となっております。埼玉県教育局財務課との協議や指導をいただき、一連の手続をさせていただきました。財政状況の厳しい中でありますので、大変ありがたいことだと思っておるところでございます。

続きまして、上里中学校改築の財政計画と今後の見通しについてでございますが、上里中学校建て替え事業における総事業費は、おおよそ24億円程度と、これまでの公共事業の中では最

も大型公共事業の一つとなっております。

この事業を円滑に実施するためには、国の補助制度や起債制度を最大限に活用した上で、必要とされる一般財源を円滑に確保するため、目的基金として、上里中学校建設整備基金の設置を行ったところでございます。

平成23年度決算時における積立額は約3億7,500万円となっておりますが、耐震化という課題を一日も早く克服するため、資金面から担保するものであり、十分対応できるだけの資金を準備したものと考えております。

さて、平成23年度から平成24年度の校舎棟建て替え事業では、補助制度の活用はもちろんのこと、3・11東日本大震災の教訓をもとに創設された緊急防災・減災事業を積極的に活用することなどによって、すべての建設基金の補助金、起債によって確保したことから、結果的には上里中学校建設整備基金からの財源投入を行わずに至っておるところでございます。

今回の財源措置の中では、町負担が大幅に軽減されるなど、大きなメリットを受けることになりましたが、いずれにいたしましても、起債額は多額であり、今後の償還計画を注視する必要があると考えております。

また、今後予定されておる特別教室棟や体育館の建設・解体における事業資金については、 引き続き補助金制度の活用をはじめ、起債制度を活用しながら、所要資金の確保に努めてまい りますが、不足額につきましては、財政事情もございますが、上里中学校建設整備基金からの 充当によって財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

引き続きしっかりとした資金管理を行い、上里中学校建設整備事業の円滑な推進のため、総合的な視点と財政状況を勘案した基金の活用を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) まず、職員の懲戒処分についてから再質問させていただきます。

先ほどの非違行為の発生から懲戒処分に至るまでの過程についてのところで、本人から、東京簡裁から略式命令の罰金刑が出たと。それのコピーの提出を受けたのが6月下旬ということですが、私の質問の中で、それまでの間、11月3日から6月の下旬、本人からコピーの提出があったまでの間というのは、お答えできる範囲でいいかと思うんですけれども、どのような対応をされたのかお伺いをしているところであります。よろしくお願いいたします。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) この件について、本人からと警察の電話で知ったわけでございますけれども、最終的には略式命令の写しにより確認をしておるところでございます。私が知ったのは11月7日でございまして、本人から直接の上司に申し出があったのは、11月14日でございます。詳細な内容については、プライバシー等の関係もございますので、控えさせていただきたいと思います。

処分が遅れた理由でございますけれども、警察からは、そんなに時間がかからないと最初は 言われておったわけでございますけれども、警察や検察庁の決定が、これほど長くなるとは考 えておりませんでした。知った日以降は、内容確認と警察、検察の処分を見極めて、速やかに 町としての処分決定をさせていただいたところでございます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 本人からは、11月7日に町長に直接あったと。直属の上司に対しましては、11月14日ということで報告があったということで、最終的には簡易裁判所の略式命令、もっと早く決着するだろう、そういう中から遅れてしまったということで、その辺は理解ができました。

しかしながら、新聞報道によりますと、7月3日付の新聞報道でも、本人も認めていたということのようですから、略式命令が出るまでもなく、大体の量刑は、過去の判例から、おおよそ検討がつくのではないのかなと思うんですね。それを踏まえて、本人から略式命令のコピーが提出される前に、どのような協議といいますか、話し合いが持たれたのか、その辺をお伺いしたいところであります。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 先ほどの質問の中で、町が知ったのが7日でございます。そして本人の申し出があったのが14日、直接の上司に申し出があったのが14日でございます。その間、いろいろ検討はしてきたわけでございますけれども、処分については、裁判所の処分の決定いかんによって、町も処分しなくてはいけないということでございますから、裁判所の処分の決定を待っていたと、そういうことでございます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) その中で、今回、処分に関しましては、町長、副町長、教育長、総務 課長の4人により協議、話し合いが持たれて、顧問弁護士に相談をしたということでございま すが、先ほども職員提案の件がございました。これに関しては、今後、審査会をつくってやっ ていきたいということですけれども、上里町職員提案規程によりますと、第1条の中で、「提案された考案で実現できるものについては、これを実施することにより、町政の一層の充実を図ることを目的とする」ということで、このようなことから、銀賞というと平成20年はかなり職員提案があったようです。銀賞が4件、銅賞が1件、努力A賞5件、努力B賞2件ということで、20年10月16日に提案審査会で審査した結果が、そのような内容だったと思うんですね。

それで、今日まで約4年経過しているわけでありまして、銀賞を受賞するほどの優れた考案であるということであれば、またその内容から言って、実現はかなり可能な提案内容だと思うんですが、それが約4年経過した今でも実現されていない、検討中であると。この間、恐らくこの提案があった年というのが、同じく課長補佐級の職員の処分があった年であったと思っています。そこで恐らくその指針もつくられたのかなと。それでこういった提案も出てきたのかと思うんですが、その間4年間に、また他の非違行為もあったと。そういう中でここまで職員提案が実現されていない、されてこなかったということに対して、本当にどのような検討がなされたのかと。もう一度踏み込んで町長の答弁をいただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) この提案制度につきましては、平成5年の5月に制定をしておるところでございます。町職員から広く行政運営上の新しい提案を求め、業務意識の向上や自己権能の開発を図って提案されたものは、考案で実現できるものは実施することで、町行政の一層の充実を図るということで、提案制度を設けておるところでございますけれども、今回提案されておりましたものにつきましても、少し整備をして考えたほうがいいだろうと、そういう点もあったわけでございますので、今日まで来てしまったということでございます。先ほども申し上げましたけれども、今後、職員の懲戒審査委員会を制定しまして、その辺のところも検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 速やかに懲戒審査委員会のほうを設置していただいて、なおかつ指針 も公表していただいて、本当に公正、誰が見ても疑念を抱かれないような妥当性・公平性の保 たれている処分にしていただきたいなと思うところであります。

そこで、再質問なんですけれども、今回、管理職の非違行為ということで、これに関して、 処分の指針にあるのかないのかわかりませんけれども、処分の公表の基準ですね、近年行われ た懲戒処分に関しまして、処分の公表の有無、それから公表の範囲、職責まで公表したケース とそうでなかったケースがあると思うんですけれども、その辺の公表の基準、公表するのかしないのか、どの範囲まで公表するのか、そういったことが指針の中にうたわれているのかどうか、そこを答弁いただきたいと思います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 懲戒処分の指針の第8条の中で、公表に関する規定がされておるわけでございます。内容は、公表の基準、公表の例外、公表の内容、被処分者の職名、年齢など、それから事案の概要、処分の内容などがあるわけでございます。

こういったことから、公表に当たっては、さまざまな事例、そのときの事例はいろいろさまざまであるわけでございますので、顧問弁護士とも相談をしながらやっているというのが現状でございます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) この辺もさまざまなことを考慮して、公表内容についても差異があるということなのかなと理解させていただきますけれども、この辺も指針を公表していただければ、我々全員がわかりますし、また職員さんも、こういったことがあるのだなということで、おかしな言い方になるかもしれませんけれども、自分に対して戒めといいますか、抑止力にもつながってくるかなと思いますので、早急な公表をお願いしたいと思います。

また、先ほど最初の質問の中で質問させていただいたのですけれども、処分の加重、又は軽減ということも考えられると思うんですね。同じ職責で例えば同じ刑事罰だということはないのですけれども、だったとしても、そのときの職責であったり、過去の例えば非違行為があったのかどうか、そういったことによって、加重、または軽減ということを当然考えられると思うんですが、今回の件に関しましては、その該当職員に関しては、過去にそのような非違行為があったのかなかったのか。また、あったとすれば、当然加重されることに容易になると思うんですね。また課長補佐級という管理側、職責から言っても、一般の主事や主任級とはまた違った処分の仕方もあるのかなと。そこの部分に関しては、プライバシーの問題もあって、答えられない部分もあるかもしれませんけれども、可能な範囲でお答えいただければと思います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 職員の処分について、過去にそういう経歴があったかどうかと、そういう御質問であろうかと思いますけれども、処分に当たっては、過去の処分についても、内容や経歴・経年等を考慮しながら処分の決定を行っておるところでございます。

処分につきましては、公表しておらず、あったかなかったかということについては、控えさせていただきたいというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

[5番 納谷克俊君発言]

5番(納谷克俊君) 過去に公表されていないということなので、あるのかないのか、それは答えられないということで、それは致し方ないかと思いますけれども、今後しっかり指針を示していただいて、すべて公平公正にやっていただければ、こういった質問も出ないのかなと思いますので、今後はよろしくお願いいたします。

再発防止に関してなんですけれども、昨日、コンプライアンスという面で、同僚議員からかなり提案があったのかと思うんですけれども、私、もう一つ思うのが、いろいろ新聞報道等を見ていると、例えば万引きであったり、盗撮であったり、痴漢であったりというケースの新聞報道が多いのですけれども、どうもその原因というのが、心の健康を害している方も多いように見受けられるのですね。やはりこういった事件がありますと、そういった部分をかなり気にして見ると、そういった事案が多いと。やはりメンタルヘルスの部分というのが非常に大きいのかなと思いまして、ちょうど決算議会だったので、23年度を見てみましたら、1月30日に参加者66名でメンタルヘルス研修を行っているということですけれども、こういったことにも今後、力を入れていっていただきたいということと、その研修を行うに当たりまして、2週間ほど前になるのですかね、恐らく各課長さんに対しての意向調査、メンタルヘルスの各課の状況等、聞き取りというのを行っているのではないかなと思うんですが、その意向調査、聞き取りというのを行っているのではないかなと思うんですが、その意向調査、聞き取りというのは、今回のこの案件に対して関連があるのかないのか。またあったとするならば、それによって、どのような効果が町にとって得られたのかお伺いしたいと思います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 昨日の山下議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、コンプライアンス等も、これから一生懸命、研修等も積んでいきたいというふうに思っておるところでございますけれども、ただいま納谷議員の質問の中に、心の健康、そういう面でメンタルヘルス、年1回、職員の研修をやっておるわけでございますけれども、今回の事案につきましては、そういった心の健康とは余り関係なかったのではないかなというふうにも思っておるところでございますけれども、今こういった職場でございますから、非常にそういう病気になりがちな職員もいるわけでございますから、今後もそういう研修を積みながらやっていきたいというふうに思っております。成果につきましては、後でちょっと調べて報告をさせていただきたいというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 続きまして、上里中学校改築のほうに移りたいと思うんですけれども、 かなり補助メニュー、また補助率について、また実際の交付決定額については、細かい御説明 をいただきました。特に今定例会における補正の部分では、かなり理解できたと思います。

そこで、また疑問が湧いた訳なんですけれども、地震改修の部分について、恐らく地震防災対策事業に関する地震特措法の関連で、原則3分の1が2分の1になったということだと思うのですが、であるならば23年度に前倒しした分も、この地震防災対策事業における地震特措法、これによります算定割合の特例というのが、こちらにもきくのではないのかなと思うんですね。ところが、23年度のほうは、不適格建築物の改築、こちらのほうの原則3分の1ということになっていると思いますので、そこのところで私は、3月補正の時の国庫補助の割合と今回9月補正における国庫補助の割合が、大幅に違ってきているのかなと思っているのですが、23年度と24年度、恐らく同じ内容だと思うんですね。というのは、総務省の「23年度補正予算(第3号)に伴う対応」の中に記載されております。ですから、23年3月補正、これ国の三次補正に対する対応は、23年10月21日に総務省のほうから出ていますので、3月補正は当然これが適用されているということで、3月補正においても、地震防災対策事業、地震特措法における算定の割り増し2分の1補助率が適用されるのではないかと思うんですけれども、適用されないのでしょうか、されるのでしょうか。もしされるのだとすれば、差額というものが出てくると思うんですけれども、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 当然、私もそういうふうに思っておったわけでございますけれども、23年度に組まれた予算と25年度の前倒しの24年度分につきましては、かさ上げ補助金だとか、そういうものがたくさんついておったわけでございますけれども、23年度分については、それがつかなかったというのが現実でございまして、こういう結果になったわけでございます。

いずれにしましても、総合的にはたくさんの補助金がついたということでございますから、 大変町としてはありがたかったかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれど も、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) この補助率の問題の根拠について、納得できない部分もあるのですけれども、算定割合の特例ということで、地震特措法で3分の1が2分の1になるには、地震防

災緊急事業5カ年計画が当然策定されていると思うんですけれども、今この計画期間というのが、昭和55年に始まって平成26年までということなんですが、第4期で、平成23年度から平成27年度までの地震防災緊急事業5カ年計画が策定されておるのでしょうか、お伺いいたします。

議長(高橋正行君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村隆之君発言〕

学校教育課長(木村隆之君) この5カ年計画につきましては、策定ということで、この計画に則って事業を進めているということでございます。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) であるならば、なお地震対策特措法に関する算定の割り増しというの は、適用されるのではないかと思うんですね。特に不適格事業のほうでいくと、恐らくといい ますか、原則3分の1、算定割合の特例10分の5.5というのがありますけれども、これは該当 しないと。ちょっと穿った見方かもしれませんけれざも、23年度3月の補正に関して、補助金 のメニューとして、不適格建物の改築というメニュー3分の1でいってしまったのでないのか なと。だけれども、視点を変えると、地震防災対策事業、地震特措法によって地震防災緊急事 業5カ年計画が策定されていて、なおかつIs値が0.3未満、今回、東棟と西棟は0.24と0.28で すから、これ I s値0.3未満に該当しますし、なおかつコンクリートの圧縮強度が10ニュートン 未満、たしか9.幾つという結果が出ていますので、この地震特措法に則って算定割合の特例の 2分の1は適用されるのではないのか。これが総務省の「第三次補正に伴う対応」にも明記さ れておりますし、この部分で、そもそもそのメニュー、これが間違っているというわけではな くて、こういったメニューもあったのではないかなと。だけれども、不適格のほうの3分の1 でいったのかなというふうに感じているのですけれども、そもそも23年3月の補正、恐らく12 月に最初の内示が出て、変更内示が2月に出ているかと思うんですけれども、その中で、これ は自分たちでやっぱり取りにいかないと、より有利な補助率のメニューを取りにいくというこ とを考えると、そこで地震特措法による2分の1という選択肢もあったのではないのか。もし くはそれを見逃してしまったのかどうかという感じがちょっとしたのですが、そういった考え とは違うのでしょうか。明らかにこういったものはなく、これは町に該当できなかったと。そ れで不適格3分の1でいったという認識でよろしいのでしょうか。もう一度答弁をお願いいた します。

議長(高橋正行君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村隆之君発言〕

学校教育課長(木村隆之君) 今回、地震改築の部分につきましては、東棟についてはコン

クリート強度が11.6ニュートン、西棟については9.5ニュートンということで、今回、地震改築の部分については、あくまでも西棟が該当するということでございます。東棟は該当しません。ですから、これは東棟については、不適格改築ということでございます。

それで、今回、25年度継続費として繰り越した部分7割分ですね、7割分を前倒しができるということで、今年の5月に入って、県との協議の中で、この地震改築の部分に西棟が該当するということが協議の中で出まして、それで町としては、地震改築部分の申請をしたということでございます。

以上です。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番(納谷克俊君) 質問すればするほど、自分でもわからない部分に入っていってしまうところなんですけれども、そうしますと23年度に前倒し分、逓次繰り越しということで繰り越したわけですけれども、この部分に関しては、東棟の部分という解釈なのか、それとも全体の工事の3割という解釈なのか。そうなってきますと、全体の3割だとすると、その3割の部分にも、当然西棟の2分の1部分が該当してくるのではないのかなと思うんですね。その辺の考え方は、どのような考え方になっているのでしょうか。

議長(高橋正行君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村隆之君発言〕

学校教育課長(木村隆之君) 23年度分、24年度への逓次繰り越し分につきましては、全部で今回の補助基準面積については、3,670㎡という既存の校舎の面積なんですけれども、これが補助基準面積という形になりまして、これの3割分、1,101㎡が不適格改築ということで、23年度の分という形で、この面積で不適格改築申請をしたということでございます。御理解いただきたいと思います。

議長(高橋正行君) 5番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時15分再開

議長(高橋正行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(高橋正行君) 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) 議席番号6番中島美晴でございます。

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1、医療費の適正化について、2、介護保険サービスについて、3、人材育成支援についての3項目です。順次お伺いしますので、御答弁を町長、教育長にお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、医療費の適正化について。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進、差額通知の発送サービスについてお伺いします。

上里町では、国民健康保険被保険者証の更新時に、新しい保険証の個人カードと一緒に、このようなジェネリック医薬品の利用を勧めるジェネリック医薬品希望カード付で、「使ってみませんか、ジェネリック医薬品」と書かれた御案内チラシが送付されています。私は医療機関や調剤薬局の窓口で、保険証と一緒にこのようにカードに入れて、ジェネリック医薬品希望カードを提示しています。

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)とも言いますけれども、有効成分やその含有量は同じで、効き目や品質、安全性が同等の医薬品です。先発医薬品の特許期間が切れた後に、厚生労働大臣の承認のもとに新たに製薬メーカーから発売されるため、後発医薬品とも言われます。有効性や安全性が既に確認されて、先発医薬品の有効成分を利用するため、開発期間や経費を大幅に抑えることができます。そのために、薬の価格も安く設定することができるのです。

ジェネリック医薬品のジェネリックとは、一般的な、標準的なという意味です。日本よりも ジェネリック医薬品の普及率が高い欧米では、医師が薬を処方する際、薬の商品名ではなく、 一般名、ジェネリックネームで記載するケースが多いため、後発医薬品のことをジェネリック 医薬品と呼んでおり、世界共通の呼称となっているとのことであります。

私は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などで年々増加する医療費を少しでも削減し、 保険税を無駄なく使い、医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品の普及と使用促進に 取り組んでいる新潟県燕市の記事をしばらく前に読み、直接担当課の方からお話をお聞きする ことができました。

燕市は、現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えるとどの位の金額を軽減できるかを知らせる差額通知(お薬代負担軽減の御案内)を発送しています。この差額通知は、燕市の国保では初めて行うもので、燕市の単独事業とのことです。高脂血症や高血圧症、糖尿病

といった生活習慣病や慢性疾患などで長期的に服薬している人を対象に、年4回発送する予定で、削減効果の大きい人から順次、毎回1,500人程度に発送、本年度の通知は2月診療分から5月に発送、4月診療分を7月に、6月診療分を9月に、8月診療分を11月の年4回を予定しており、4月は1,700人に発送したとのことでした。

同市では、差額通知のほかジェネリック医薬品希望カード付保険証ケースの配布や老人会や保健福祉関係相談員、民生委員さんなどにPRしたり、「希望があれば、いつでもどこでも出かけますので、気軽に申し出てください」と出前講座などを行っています。広報でも安心して御利用いただくために、ジェネリック医薬品Q&Aシリーズを掲載しております。

燕市の方から先進地広島県呉市の情報を伺い、調べてみました。呉市では既に2008年7月から国民健康保険被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスを実施しており、通知を受けた方の約8割がジェネリックに切り替え、医療費の削減効果は、昨年12カ月分では国保全体で1億2,397万8,000円とのことです。

そこでお伺いしますが、上里町もジェネリック医薬品の利用促進を図り、町民の健康保持・ 増進に関するチェックなどに対応でき、さらに国保被保険者の自己負担額を減らし、医療費の 適正化を図ることが期待される通知書の送付について、いかがお考えでしょうか。町長の御見 解をお伺いします。

次に、2、介護保険サービスについて。

受領委任払い方式(制度)の推進についてお伺いします。

介護保険制度も、平成12年の開始以来、何度かの見直しを図りながら制度改正があり、はや12年、今年4月には介護報酬が改定され、各地域で新たな計画がスタートしました。当初、走りながら考える制度と言われた介護保険は、さまざまな問題を抱えつつも、サービス供給量は開始時の約3倍に増え、高齢社会を支える制度として定着してまいりました。

そこで、今回の改正を受け、今後の介護保険制度をより良くするため、介護事業者や介護従事者からお声をお聞きする公明党介護懇談会を、県内34会場で実施、私たち県北の地域も、17事業所から25名に参加していただき、介護現場での多岐にわたる貴重な御意見や提言をいただきました。

懇談会では、国の制度変更通知の遅れが現場の混乱を招き、詳細を把握するのが大変であったことをはじめ、処遇改善と人材確保策の重要性や、今回の改正で、訪問介護の生活援助の単位が60分から45分になったことは改悪であること、またこれまで重い負担となっていた介護サービス情報の公開手数料が廃止になり、本当に助かりましたとの事業者からのお声もありました。

その中で、在宅の利用者増加とともに、福祉用具などの支払い手続や住宅改修に伴う費用負

担など改善できるところがあるはず、利用者の負担を軽減するべきである、各市町で受領委任 払いができているところとできないところがあり、ばらついているので、ぜひ推進してほしい との強い要望を受け、各市町で取り組んでいくことになりました。

私は、それ以前にも町民の方から相談を受けていたこともあり、今回の質問となりました。

介護保険の被保険者が介護予防、福祉用具の購入や室内の段差解消などの住宅改修(限度額20万円)を行う際、介護給付を受けることはできますが、費用は一旦、利用者が全額を負担します。後で町へ支給申請し、およそ一、二カ月後に自己負担額1割を差し引いた分の払い戻しを受けることになっています。9割は戻ってくるといっても、所得の低いひとり暮らしの高齢者の方や高齢者世帯にとっては、一時的に立て替えることになるため、大変な負担となっています。

そこで、一時的な負担軽減を図るため、現在の償還払い方式から保険給付の受領委任払い方 式の導入を御提案したいと考えますが、町長の御見解をお伺いします。

3、次に人材育成支援について。

我が町の子どもたちを育てる取り組みについてお伺いします。

変化の激しい時代にあって、上里町が将来、活力ある郷土として持続的に発展していくためには、教育の果たす役割は、ますます大きくなってきております。特に未来の日本を担い、将来の町づくりの中心的な役割を担う若い人材を育てていくことは、極めて重要であると考えます。

上里町は、昭和52年に「教育尊重の町」宣言を制定し、教育が町民福祉の基本であることを認識し、人間尊重の精神を基調として、毎年、教育行政重点施策を策定しておりますし、町長も所信表明や「人と自然が響き合う"ハーモニーガーデン上里"」の実現を図るため、第4次上里町総合振興計画の後期基本計画の中で、「のびやかに学び楽しむ町づくり」と、子どもたちの成長に期待を寄せておられることは、大いに共感いたします。

さて、人材育成と一口に言っても、大変に幅広く、また非常に難しいことであります。扱う ものが人間であるということであります。人間を育てるのは人間にしかできませんし、子ども といっても一個の人格を備え、無限の可能性を持っています。人材育成とは、その可能性に火 種をともして、生きた人間を育て上げることであり、教育は時間を超えて、その成果を発揮す るものです。また、教育に対して使うお金は、コストではなく投資であります。ですから、効 果を将来に求め、たとえそれが何十年先であっても、またその数が決して多くなくても、子ど もたちの可能性に花が咲き、実をつけることができたなら、それが最高の投資効果ではないで しょうか。

したがって、私は教育に関する事業への予算は、大いに幅を広げて投下するべきであり、

「町づくりは、まず人づくりから」と言われるように、人材育成支援への政策を町づくりの根 幹に据えるべきと考えます。

そこで、我が町の子どもたちを育てる取り組みについて、町の基本的な考えを町長にお聞き します。

続きまして、 中学生海外研修参加補助事業の現状についてお伺いします。

平成24年度予算に、補助金として新たに中学生体験研修参加補助金が50万円計上されました。 町内の中学生が海外の語学研修、ホームステイや国内でのさまざまな宿泊研修、ボランティア 体験等、子どもたちの体験研修を通した人材育成を図ろうということで、海外研修の10万円を 上限に、国内研修は5万円を上限とし、かかった費用の2分の1を補助する事業です。年度途 中でありますが、大型連休や夏休みも終わりましたので、今回、質問させていただきました。

中学生体験研修参加費補助金交付制度の現状について、利用された人数と内容について、教育長にお伺いします。

続きまして、 この補助事業に関して、今後の取り組みについてのお考えを伺います。

今、いじめや不登校、少年犯罪など、子どもを取り巻く環境に依然として暗い影を落としています。そうした時だからこそ、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しながら他人とも協調し、そして他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、逞しく生きる力を育むためにも、内向きな学校内の成績を比べる教育から離れ、短い日程といえども、自然と人との交流体験や親と離れての共同生活を通し、外から見つめ直すという貴重な体験は、必ず将来の人生に生きてくると信じております。

そこで、事業が定着するまで、先進地やNPOで取り組まれているプログラム等を作成し、 事例を提供し、選択できるようにしてあげられないかと考えますが、こうした今後の取り組み についていかがお考えか、教育長にお伺いいたします。

以上、町長、教育長に御答弁をお願いし、私の質問は終わります。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 中島議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。 最初に、医療費の適正化について、 のジェネリック医薬品の利用促進についての質問につ いて答弁をさせていただきたいと思います。

ジェネリック医薬品の普及により、医療費の抑制を図れればということについてですが、先 発医薬品につきましては、長い年月をかけて開発され、その間に掛かった多大な費用を価格に 反映し、薬の特許が切れるまで製薬会社が独占販売をしておるわけでございます。 発売からおよそ6年後、または特許が切れた後に出てくるジェネリック医薬品につきましては、その有効成分や製法等は共有の財産となり、医薬品製造業者は自由に医薬品を製造できるようになるため、同じ成分の医薬品より安く提供できるようになります。

先発医薬品で安全性の有効性が確かめられていますので、臨床試験等を行う必要がなく、また開発の期間も短く、開発コストが低く抑えられるため、先発医薬品より2割から5割程度安いとされておるわけでございます。

先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、患者さんにとっては、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を減らすことができるというメリットがあります。また、先発医薬品が湿気に弱かったり光に弱い性格を持っていても、ジェネリック医薬品はそれを改善したり、子どもや年配の方が飲みやすいように薬の味が改良されることがあります。国では、このジェネリック医薬品がアメリカ・イギリス・ドイツなどの国では50%のシェア

国では、このジェネリック医薬品がアメリカ・イキリス・ドイツなどの国では50%のジェアを占めているにも関わらず、日本では平成22年度の全国平均で22.4%という状況で、ジェネリック医薬品の普及促進を図っております。

県内の状況につきましては、平成24年6月の診療分で、ジェネリック医薬品の利用率は、県平均が27.28%、上里町においては26.07%となっており、ほぼ通年を通して県平均を上下しているという状況でございます。

御質問のジェネリック医薬品利用差額通知書につきましては、埼玉県国民健康保険団体連合会より今年度から作成できるとの回答を受け、年に2回、10月初旬と3月の発送を予定しております。今回は対象者といたしまして、高血圧や糖尿病など、生活習慣病に関する薬剤を利用されている方とし、約180人の方に通知を発送いたします。

なお、町では平成21年度より、10月1日の国民健康保険の被保険者証の更新時には、ジェネリック医薬品カード及びパンフレットを同封しております。

ジェネリック医薬品カードにつきましては、診察時にカードを提示することにより、ジェネ リック医薬品を処方してもらいたいという要望を、簡便に伝えることができるようにするため であります。

今後も患者本人の負担軽減と医療費の節減のため、町民の皆さんに広報し、普及促進してま いりたいと思っておるところでございます。

次に、介護保険サービスについてでございます。

受領委任払い方式(制度)推進についての御質問ですが、介護保険での福祉用具購入費及び 住宅改修費の支給は、利用者本人が一旦費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付9 割分の支払いを受ける償還払いを原則としておるわけでございます。

福祉用具購入費につきましては、同一年度内に10万円、住宅改修については、同一住宅で20

万円が支給限度基準額となっております。

町では、支給申請に基づき、速やかに事務手続を進めていますが、御質問のとおり低所得者 の方が一旦、費用を全額支払うことは、経済的に負担となっていると思われます。

受領委任払いは、福祉用具購入費や住宅改修費の給付の受け取りをサービス事業者に委任することにより、利用者が事業者に対して自己負担額のみを支払うことで済みます。しかし、事業者が受領委任払いを受けるための登録手続や事業者への支払いが遅れる等のデメリットもあります。

埼玉県内でも独自の受領委任方式を採用している市町村は、61市町村中、福祉用具購入費が 23市町村、住宅改修費が30市町村あるわけでございます。

したがいまして、町といたしましても、受領委任方式を今後検討していきたい、このように 考えておるところでございます。

続きまして、2番、人材育成支援についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御指摘のように、上里町の子どもをどう育てるか、そのためにどう取り組むかは、町の将来に関わる非常に重要な問題と認識しておるところでございます。「町づくりは人づくり」という基本理念に基づいて、将来を担う子どもたちの教育にしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございますが、この問題は主として教育に関することでございますので、教育長から答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長(高橋正行君) 次に、教育長の答弁を求めます。 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長(山下武彦君) 中島議員御質問の3、人材育成支援について、 我が町の子どもたちを育てる取り組みについてですが、先ほど町長からも答弁がございましたが、重要な課題の一つとして私たちが認識しているものは、どんな職業についても、人と協力しながら目的を達成する協調性や調整力、失敗を恐れない勇気や決断力、任された仕事を最後まで諦めずに成し遂げる責任感や忍耐力、すべての基本となる基礎学力などが挙げられると思います。これらのニーズに対応するために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの柱を中心に据えて、「生きる力を育て、絆を深める上里教育」をスローガンに、教育委員会では取り組んでおります。

特に国際感覚を身につけた人材育成を目指して、ふるさと創生人材育成基金を活用しての中学生海外派遣事業や、他の市町村に先駆けてのALT小・中学校全校配置等を実施してきました。

また、たくましく生きる力を児童に身につけさせるために、「英語でしゃべろう合宿」や「じゃじゃーん わんぱく合宿塾」などの他市町村に類を見ない上里町独自の事業も展開してまいりました。

学校においては、あいさつ、清掃、靴そろえに読書を加えて、いわゆる知・徳・体のバランスを重視し、上里町の将来を担う人材づくりを推進しております。平凡なことをしっかり行うことができる児童・生徒の育成に取り組む中で、本年度からは小・中一貫で「膝つき清掃」に取り組み、自己を見詰める力と粘り強い精神力の育成を目指しております。

次に、 上里町中学生体験研修参加費補助事業についてでございますが、この事業は、議員 御案内のように対象は上里町在住の中学生で、中学校在籍期間中、1人につき1回申請するこ とができます。

補助対象となる研修の中身ですが、海外での語学研修やホームステイ、国内での農業体験やボランティア体験をはじめとした各種の体験研修となっています。この事業は、上里町広報の4月号に掲載し、町全体に周知させていただき、さらに夏休みに入る前に、町内中学校全生徒に改めて本事業の実施要綱を配布し、参加募集をいたしました。基本的に研修参加費用の半額を町で補助するものとし、海外の場合は10万円、国内は5万円の上限を設けました。研修開始14日前までに参加申請をして、終了後14日以内に参加報告を、写真添付で原稿用紙2枚以上にまとめて提出していただきます。

これまでのところ、夏休みを利用した研修の申請が2件あり、審査の結果、1件を採用し、他の1件は不採用としました。採用されなかった理由は、家族と一緒にホテルに滞在し、現地の学校や歴史名所を視察するというものであり、家族旅行と判別しにくく、住民への説明責任が果たせないと考えたからです。採用された者は、全国から参加する中学生が沖縄の海で寝食をともにし、海の生物を調査したり、食事を一緒に作ったりして団体生活を送り、グループ活動により研修した成果を全体の前で発表したりするもので、人間的な成長が期待される企画でありました。

今年は新事業開始の年ですので、中学生も保護者も、どんな体験研修があるのか、まだ情報が不足していると思いますので、今後も順次、情報を発信していきたいと考えております。

最後に、今後の取り組みについて回答させていただきます。

文部科学省のまとめによると、日本人の海外留学者は、昭和62年から平成16年までの約20年間、ほぼ一貫して上昇を続け、平成16年のピーク時には、8万人を記録しました。ところが、平成17年以降は減少に転じ、若者の間で内向き志向が高まっていることなどが指摘されています。逆に中国や韓国の留学生数は伸びており、今後、日本人が国際社会の競争で負けてしまうのではと危惧されています。

このことは一例ではありますが、現在の子どもたちが家族を離れて知らない人の中で共同生活を送り、未体験の出来事に遭遇し、困難や感動を味わったりして、自分自身を振り返り、自己を成長させるような体験をすることは、非常に時宜を得たものと考えております。このような考えから、社会をたくましく生き抜く力を身につけた中学生の育成を目的として、上里町では本事業を開始したところであります。

インターネットや旅行会社のパンフレットを見ると、子どもを対象とした体験研修の情報は数多く収集できます。特に長期の休み中は、日本中でさまざまな素晴らしい企画が用意されており、子どもの成長を願う保護者のニーズに合致したものがたくさんあります。例えば山村や漁村での宿泊体験、北海道などでの農場体験、水産庁が企画している定置網や地引網、水産試験場見学や養殖収穫などの漁業体験、ハーブや野菜等の栽培、芋掘りや家畜への餌やりなどの農業体験、カヌーやカヤックなどのマリンスポーツ体験など、枚挙にいとまがありません。

これらの事業は、国の内外を問わない体験研修です。本年度中には、このような体験研修の情報を全中学生に再度お知らせし、保護者の関心を高め、より多くの参加者を募ってまいります。子どもの可能性を伸ばす事業ですので、今後はさらに創意工夫して、一人でも多くの参加者を増やしていく所存です。

以上です。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) 6番中島。

町長、教育長におかれましては、丁寧な御答弁、また前向きな御答弁をいただき、ありがと うございます。

何点か確認を含めまして、再質問させていただきたいと思います。

まず、初めの1点目ですね、ジェネリック医薬品の利用促進、差額通知の発送サービスのところでありますが、町長の御答弁を伺いまして、上里町としては、この年度、10月と3月ということは、3月分を180人発送したと捉えたらよろしいのでしょうか。10月、3月、年2回通知をされて、特に生活習慣病ですか、そういった方を対象で180人に発送するという、すみません、捉え方が違っていたら、再度、御答弁願いたいと思いますが、発送されるということを伺いまして、喜んだところでありますが。

私も病院にかかるときに、先ほども触れましたが、町から送られてきます医薬品を希望しますという、この希望カードをケースに入れて、保険証と一緒に出すのですけれども、「お薬をお願いしたいのですけれども」と先生にお願いしてあるそうなんですけれども、何が理由なのか、まだちょっと変わっていないという現状がありまして、なかなか、私の知人もだいぶ前か

らジェネリックに変えて下さいとお願いしているのですけれども、なかなか変えてくれなくて、ようやくつい最近になって、2週間に1回診療をして、お薬を貰ってくるそうなんですけれども、ようやく1回に1粒という形で、ジェネリックのお薬に切り替えてもらえて良かったというふうな感想を聞いてまいりまして、医師会さんや薬剤師会というんでしょうか、行政のほうから、そういった機関のほうにも、ぜひ利用促進を勧めるといいますか、お願いしていただけたら、もっと進むのではないかなと感じております。その点について、まず御答弁願いたいと思います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 先ほど申し上げましたのは、高血圧や糖尿病など生活習慣病に関する薬剤を、180人ばかり該当する方がおるわけでございますけれども、年2回というのは、これから10月初旬と3月、これから発送を予定しておるところでございます。

また、ジェネリック医薬品につきましては、医師会等も承知しておるわけでございますけれども、本人が申し出をすれば、必ずやっていただけるというふうに思っておるところでございまして、ジェネリック医薬品につきましては、これからどんどん普及していくのではないかなというふうに思っております。

ただ、本人が申し出ないと、医師のほうで処方箋を書くときに、前の医薬品で処方箋を書く と、薬局のほうでそのまま出してしまうということでございますから、まず本人がジェネリック医薬品にしていただけますかと、そういうような申し出をすることによって、処方箋の書き 方も変わってくるのではないかなと、そんなふうにも思っておりますけれども、また何か機会 がございましたら、医師会にもお話をさせていただければというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) ありがとうございます。ぜひとも機会がありましたら、医師会さんや薬剤師会さんにも、そういった希望カードを出された方に対しては、使っていただけるようにお願いしていただけるとありがたいと思います。そういった実態を伺ったり、自分も体験したものですから、私もお薬があったら、ぜひ切り替えていただきたいということを、はっきりと申し伝えたいと思います。

もう1点ですけれども、その関連なんですけれども、一例なんですが、これも知人が服用している薬なんですけれども、この差額ですね。今まで使用していた新薬が1錠12.2円だったそうです。この差額が載っているわけなんですけれども。それで今度、ようやく変えてもらったジェネリックのお薬だと、薬価が5.8円なので、差額が1錠6.4円で、1日3錠、この方は服用

しているそうなんですね。それでこの1粒のお薬だけでも、1年間飲むわけなので、この1粒だけでも7,008円の差額になるわけです。あくまでもこの薬1粒の事例ですけれども、この方は、何種類も先生からお薬をいただいている方で、全体としては大変な自己負担が、1回に払う薬代が安くなったということで、変えてもらってよかったと喜んでいる声を、ちょっと伺ってきたところであります。

ですから、本当に町が今後、10月、3月に通知を出されるということでありますが、私が伺いました、先ほど壇上で述べさせていただきました燕市の担当職員さんのお話で、広島県の呉市の先進地に学んで、取り組みをスタートしたところでありますが、国民健康保険被保険者の方の自己負担の軽減も図り、また医療費の適正化といいますか、国保財政の健全化にもつながるこのジェネリックに切り替える御案内を、何か上里町も広報等で、町民の皆さんにお知らせしていただくということはどうなのかなと思いまして、すみません、言葉が整いませんが、その点について御答弁願います。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、2割から5割ぐらい安くなるということでございます。今、中島議員が例でおっしゃられていたのは、12円のが、これが半額位になるわけですよね。ですから、そういう薬を使っていただけるように周知をするように、広報等でも周知をしていきたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたけれども、アメリカ、イギリス、ドイツ等では、もう5割位の方がそういうふうに切り替えているということもあるわけでございます。

ただ、やはり少しぐらい安くても、前の薬のほうが安心して使えると言う方も、中にはあるようでございます。それでこれ2割から5割程度安くなるというのは、平均的なことでございまして、中には1割位しか安くならない、同じ程度のものもあると。そういうこともあるわけでございますから、やはり本人から申し出ることが一番大切ではないかなと、そういうふうに思っておるところでございますけれども、それらをこれから周知ができるように、いろいろ広報等で周知をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) 6番中島です。

1番のところでの最後の再質問にさせてもらいたいと思います。

誤解のないように申し上げたいのは、これはお医者さんにかかるなとか、そういうことで、 かかり過ぎるとか、お薬をもらい過ぎるのではないかということで質問させていただいたので はなくて、あくまでも本当に自己負担を軽減したり、また本当にそういった同じお薬がたくさん出ていたりとか、そういうことなんかをチェックすることもできますし、ジェネリックに切り替えたことによって削減できたそういった財源を、やっぱり町民の皆様の健康増進であったり、そういった健康保持のための政策といいますか、そういった方面にも使うことができるので、御提案させていただいたわけでありまして、このジェネリック医薬品が本当に有効成分がもう既に安心が保障されているお薬であるということが、町民の皆様に御理解していただけるように、今、御答弁いただきましたが、広報でジェネリック医薬品Q&Aシリーズとか、これは燕市の例ですけれども、そういったことをまた老人会の皆さん等に、こういったお薬なんですよということでの出前講座なども、いつでもどこでもというわけにはいきませんが、機会があれば御紹介させていただくということ、そういったことをお願いしたいなと思っておりますので、しつこいようですが、最後、それ1点、この件に関して御答弁をお願いします。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 広報等で町民の皆さんに周知できるように、今、御提案をいただきました燕市の例によりまして、Q&Aということで、老人の皆さんにもわかりやすく、理解をされるように、広報等で周知をしてまいりたいというふうに思っております。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) 6番中島。

ありがとうございます。

次、2点目、介護保険サービスについて再質問させていただきます。

受領委任払い方式の推進のところでありますが、先ほど触れまして、また町長も御答弁の中でお話をされておりましたが、償還払いですから、一旦全額掛かった費用を御本人が立て替えた後に、上里町は、他の近隣から見ますと、1割を差し引いて9割戻ってくる期間が、職員の皆さんが御努力していただいて、早ければ1カ月でお金が戻ってくる、かかっても2カ月ということですけれども、他のところでは、2月に申請したのに、お金が戻ってきたのが5月ということも聞いておりますので、そういう意味では大変にありがたいと思っておりますが、やはり一旦立て替えるということで、特に所得の低いお年寄りの方でありますとか、お年寄り同士のそういった世帯というのは、一時的であれ、戻ってくるとはいえ、一旦立て替える金額がやはり大変負担になっているということで御相談をいただいたわけであります。

そういったことで、答弁では今後検討していきたいというふうな御答弁をいただいたわけで すが、児玉郡市でも今回、受領委任払い制度に対しまして、まだ未実施なわけですけれども、 明年度、平成25年度から実施するという御答弁をいただいているわけでありますが、町長はいつも近隣市町村を見回してということであるならば、来年度、平成25年度から実施するということについて、いかがでありましょうか、答弁いただきます。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) この制度、受領委任払いにつきましては、児玉郡市で今検討をずっとしてきたところでございます。25年度にやらせていただくということで、ある程度方針が固まったようでございますので、当然、上里町もその一員であるわけでございまして、相談の一員として今日まで検討してきたわけでございますから、一緒にやらせていただきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) ありがとうございます。足並み揃えて、来年度から受領委任払いスタートということで望んでおります。

最後の質問で再質問であります。3番のところでありますが、先ほど教育長がお話しされておりましたように、本当に海外への日本の留学生が減っているということでありました。私も何かの記事で、現在、日本の留学生が韓国の留学生の4分の1、中国の留学生の10分の1しかいらっしゃらない。それどころか、商社でも海外赴任を断る人が増えているようであります。若者の海外旅行も減っているとのことでありました。車も持たない、お酒も余り飲まない、無理はしない、これはいいことなんですけれども、いわゆる草食系と一部で言われている、そういった若者が増えて、巣ごもりというんでしょうか、内向きな若者、そういった若者が増えている傾向があるということで、ちょっと一部、私としては心配だなと感じたものですから。

やはり本当に将来の日本を、また上里町を担っていただける、そういったリーダーを育て、また若者、子どもを育てるというのは、今の子どもたちに、大人がしっかりと目を向けて、そういった人材育成の支援、そのお手伝いを、本当に豊かに育っていく、健全に育っていく、そういった子どもたちの成長を見守りながら、できる支援をしていくということは、当然のことでありますし、今も上里町は教育宣言の町でありますので、本当に地域の多くの方の御理解と御協力をいただいて、子どもたちが健やかに育っていることは喜ばしいことであるかなと感謝しているわけでありますが、この1件、先ほど教育長さんが御答弁して下さったのですけれども、今年の事業が現在で1件だけだったということで、やっぱり周知していただいているのでしょうけれども、新事業なので、どういったものに利用できるのかというのは、やっぱり文章であっても、なかなか理解がちょっと厳しかったということもあるのかなと思いまして、まだ

冬休みとか、春休みも今年度事業になるのでしょうか、当たるということもありまして、年度 途中だったのですけれども、そういった心配もあったものですから、取り上げさせていただい たので、再度、この事業に向けての周知といいますか、お答えしていただけたらありがたいな と思います。答弁をお願いします。

議長(高橋正行君) 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長(山下武彦君) 本当にいろいろ、よく昔から「小さい子には旅をさせろ」という言葉がございますが、そういう独立して自分で頑張っていくという体験をすることは、大きな成長につながると思いますね。この町で長年お世話になっております「わんぱく子ども合宿塾」なんかでも、親元を離れて、七本木の公民館に寝泊りをして、そこから学校へ通って、あの1週間で子どもたちがぐんと成長する姿が見えるということで、親たちからは大変好評を得ていまして、すごい倍率の申し込みがあるわけですね。そういうことも含めてですけれども、先ほど申し上げましたように、とにかくまだ周知されないところもありますので、これから冬休みや春休みに向けて、いろいろなこういう体験研修があるのですよということを、それからこんなふうに補助しますよということを周知していきたいと思っております。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番(中島美晴君) 6番中島。

ありがとうございました。「継続は力なり」という言葉がありますが、新規事業であります この事業が、本当に明年も、また広く子どもたちに利用され、充実した事業となることを願っ て、私の一般質問は終わります。

議長(高橋正行君) 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

散会

議長(高橋正行君) 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時5分散会